

編集・発行
 (株)農林中金総合研究所 基礎研究部
 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-8-3
 TEL.03-3243-7331
 FAX.03-3246-1984
 URL: http://www.nochuri.co.jp
 E-mail: sugano@nochuri.co.jp

調査と情報

日本経済にとって一九九〇年代は「失われた十年」と称されることがある。確かに、バブル経済崩壊以降、不良債権問題、金融問題に揺れ財政が一層悪化するなど、経済が停滞した十年であった。しかし、その一方で、九〇年代は旧来型の政治・行政構造の見直しが進んだ、改革の十年でもあった。明治維新以降の日本は中央集権的な国家体制を確立し、欧米に追いつけ追い越せという合言葉のもと政府の官僚が欧米の制度を学んで政策を立案し、それを都道府県・市町村を通じて実行に移していくという手法がとられてきた。この構造は戦後新憲法が成立してから引き継がれ、中央官庁の官僚が作成した法案を国会が審議・承認し、財政資金

「地方分権」をどう進めるか

(補助金・交付金)を全国に配分するという仕組みが続けられてきた。一方、地方はその補助金を確保するため競って中央に対する陳情を行った。こうした構造に対する批判はかねてからあり、七〇年代には「地方の時代」「地域主義」が唱えられ、農林業においても「地域農業」「地域林業」「自治体農政」が唱えられたが、制度面では中央集権的構造が依然として維持されてきた。それが九三年の連立政権誕生以降大きく転換する。九五年に地方分権推進法が成立し五次にわたり地方分権推進委員会勧告が行われ、九九年には地方分権一括法が成立し、中央が地方を下部機関として位置付ける根拠となっていた機関委任事務制度が廃止された。

ところで、地方分権は理念としてはいいが、本来の意義とは異なる方向で利用される危険性があることに留意する必要がある。例えば、地方分権の一環として農振法と都市計画法の改正が行われ、農振地域や都市計画区域の指定が地方自治体の権限になったが、土地利用計画の地方分権化は規制緩和論とともに出てきたため問題点も含んでいる。つまり、地方自治体が確固たる理念を持って土地利用計画を策定・運用すればいいが、開発業者の声に押され「地域経済の活性化」の名のもとに農地が侵食される懸念が指摘されている。

また、財源問題も重要な課題である。今後、地方自治体は自主財源の比率を高める方向に向かっていくであ

あるが、中山間地域の市町村の財政はこれまで地方交付税に頼ってきたおり自主財源に乏しい。財政的裏付けなしに地方分権は不可能であり、財源問題は今後の大きな課題である。

いずれにせよ、地方分権はまだ出発点に立ったに過ぎない。今後、地方分権を実りあるものにするためには地方自治体の企画力の向上が必要であろう。また住民によるチェック機能が不可欠であり、そのためにも情報公開の一層の充実が求められる。地方の主体性、住民参加、情報公開を拡充し、地域の問題は地域で決めるといふ地方自治の理念を具体化していくことが国民主権の実質化につながるといえよう。(主任研究員 清水徹朗)

今月のテーマ：これからの森づくり

「地方分権」をどう進めるか.....	1	ぶっくレビュー『流域の環境保護 森・川・海と人びと』...	9
これからの森林組合活動について.....	2	あぜみち.....	10
林間放牧と中山間等地域対策.....	3~4	虹のかけ橋.....	11
貨幣による農業の多面的機能評価の問題点...5~6		統計の眼「准組合員はなにを求めているか」...12	
生活提案型の産直住宅を目指して.....	7~8	編集後記.....	12